

國學院大學図書館所蔵「白河結城文書」の紹介

中野達平

一はじめに

本学図書館は、もと白河結城氏に襲藏された古文書三十四通を、昭和六十一年十二月に埼玉県川越市の古美術商より一括購入し、架蔵するを得た。そのうちの三十一通が世に「熱海白川文書」と呼称されている古文書群の原本であり、三通が新に出現した原文書であると認められる。

「熱海白川文書」とは、白河結城氏の家伝文書のうち、明治時代になって、白河結城氏の末裔より宮城県志田郡古川村の熱海孫十郎が入手した古文書群である。これは明治二十三年に東京大学史料編纂所の採訪を受けて、五十五通の影写がなされている。その後、原文書の所在は不明となつたが、右の影写本をもとにして、『福島県史』⁷古代・中世資料編に五十五通の釈文が掲載され、ほかにも『郡山市史』・『小山市史』・『古川市史』・『結城市史』などに数通づつ収載されており、文書の内容を便宜的に知ることは可能である。

白河結城氏の家伝文書の相伝経緯については、既に結城錦一氏「結城文書とその伝来」(結城宗広事蹟顕彰会編『結城宗広』)

や、市村高男氏「白河結城文書についての一考察」（『古文書研究』第17・18合併号）において詳述されている。

次に、本学図書館所蔵の三十四通と「熱海白川文書」とを照合してみて、合致するものと新出現のものとの区別は、本稿後掲
訛文の文書名の下に示した通りである。新出現の文書、即ち小山持政書状（二六号文書、本稿掲載訛文の文書番号、以下同じ）、
結城晴綱書状案（三〇号・三一号文書）の三通はいづれも、文書の内容や充所および形状・筆致から判断して、白河結城氏の家
伝文書と認められる。しかし、この三通が元来熱海孫十郎の旧蔵文書であつたか、若しくは何時それに合流したかという問題、
さらには「熱海白川文書」の半数近くにも及ぶ未出現の原文書二十四通の所在について、いまのところ明らかにすることができ
ない。従つて本稿において、この三十四通を一括して取り扱うにあたり、「熱海白川文書」の名称を用いることを避け、姑く國學
院大學図書館所蔵「白河結城文書」と称することにした。

ともかく、史料を取り扱うに際しては原文書によることが最も望ましいのであり、それが可能になつたことは實に幸いと言う
べきである。以下に、当該文書群中の特筆すべき文書について概略の解説を付し、またこれまで充分に表記されなかつた古文書
としての形態を記しあいて、原本を利用し理解するための一助としたい。

二 解 説

陸奥国白河荘を本貫とする白河結城氏は、系図によると、平将門の乱の鎮压に功を立てた藤原秀郷を遠祖とする氏族である。
裔孫朝光のとき、源頼朝の挙兵に加わって下総国結城郡内に所領を与えられ、その地名を名乗りとしたが、のち白河荘をも持領
している。そして鎌倉時代の末のころ、朝光の嫡孫広綱の弟祐広は、白河荘内に領を得て移り住み、白河結城氏の始祖となつた。
白河は下総国の北辺に接し、関東から奥羽に至るいわば玄関口にあたる要衝の地に位置するところから、白河結城氏の動向は、
関東・奥州両地域の動静と深い関わりをもつことになった。

鎌倉末期、白河荘内には本宗家下総結城氏の所領や北条一門領が散在しており、庶系白河結城氏による荘内の単独支配が行わ

63 國學院大學図書館所蔵 「白河結城文書」の紹介

れていたわけではない。文保二（一三二八）年、本宗家出身の盛広が、所領の同荘内富沢郷以下の郷々村々の地頭職につき、証文を焼失したために知行安堵を幕府に求めたとき、白河結城祐広の子宗広は、盛広の申請内容を保証する起請文を提出している（一号文書）。結城宗広の知行分は、白河荘においては南方の数村で、同荘全体の三分の一程度にすぎないと言うのが実情であったようである。それだけに、宗広は自立化をめざして、討幕運動がおきると積極的にそれに加わったと考えられる。のち中先代の乱の際に、北条時行にくみした盛広の所領は、陸奥国司北畠顯家から宗広に与えられている。

南北朝動乱期には、宗広が北畠氏の麾下に属して西上し、南朝の忠臣として活躍したのに対して、宗広の長子親朝・次子朝常は、北畠親房の必死の説得を遂には拒み、本領を確保するために、優勢な足利尊氏の誘引に応じた。宗広が伊勢国において客死した後、親朝が白河結城氏を継ぎ、朝常は小峰家を分立している。親朝は建武政権から白河・高野以下の八郡検断職に任せられていたが、尊氏からも同じく承認されており、それによつて所領支配の強化を進めた。足利氏の覇権が奥州でも確立するころには、親朝の子顯朝が尊氏から信夫荘余部地頭職を充行われ（二号文書）、義詮から高野郡の当知行を安堵されて（三号文書）、白河結城氏は奥州南方の有力豪族としての勢力基盤を固めている。

奥羽両国が鎌倉府の管轄下におかれると、応永六（一三九九）年に公方足利滿兼は弟の滿貞・滿直を奥州へ遣わして支配強化をめざした。滿貞・滿直はそれぞれ稻村御所・篠川御所と呼ばれ、多数の知行安堵状・充行状を発給して、南奥諸豪族の掌握に努めている。応永七年、滿貞が顯朝の子満朝に、白河荘・高野郡宇多荘・石川荘内当知行地を安堵しているのもその一例である（四号文書）。しかし諸豪族の勢力は強く、両御所が彼らを従属させることは容易ではなかつた。やがて両御所は対抗するようになり、満貞は鎌倉府と、満直は幕府と結び付いたが、勝ち残つたのは満直であつた。

室町幕府は、鎌倉府が強力になり離反の傾向を示すようになると、奥羽・北関東の反鎌倉府的な諸豪族を糾合して、背後から牽制する策をとつた。応永末年ころのものと推定される満朝に充てた將軍足利義持御内書（五号・六号文書）に、「可隨京都成敗」という文言が見られることから明らかかなように、白河結城氏は京都扶持衆の一員として幕府の指揮下に在つた。

幕府と鎌倉府との対立が深まつていくなかで、正長元（一四二八）年十二月に満朝の子氏朝が石川義光を討つという事件がお

きた。この白河結城氏と石川氏との私闘に、鎌倉公方持氏と篠川公方満直が介入した。持氏は義光の子持光に父の遺跡を継がせ、他方満直は氏朝に義光ならびに随逐の一族等の所領を充行つてゐる(七号文書)。この紛争は、次の事件と関連し、さらに拡大していった。翌年五月、持氏に攻められた京都扶持衆の那須資文・氏資父子は氏朝を頼つたが、六月に氏朝も持氏の攻撃を受けた。持氏の行動に対して將軍義教は、篠川公方・伊達・葦名等の諸氏に氏朝を救援させたが、持氏も石川氏らを呼んで対抗した。満朝・氏朝父子それに充てた満直の所領充行状(八号・九号・一〇号文書)は、右の紛擾において発給されたものと認められる。なお、九号文書の本紙の端に切封の痕跡があつて裏に封の墨引が無いが、これはもと札紙が添えられてあつたことを物語つている。六号・七号文書の封式の例に見られるように、本紙と札紙を重ね合わせて奥から折り進んで、本紙の端を少し出し、その部分をもつて作つた切封の帶を懸けて、札紙の表に封の墨を引いたものである。

持氏と義教との対立が抜き差しならないところとなつた永享十年、ついに義教は持氏追討の軍を発して鎌倉を攻め、持氏・満貞を自害させた。一号文書の義教御内書は、このとき氏朝の子直朝の軍勢を徴したものである。持氏に替わつてその地位を得ようとした満直もまた、東国諸将の反発にあつて討たれてしまい、鎌倉府による東国支配は終つた。

ところで、宝徳四(一四五二)年四月二日、源義氏なるものが直朝に常陸国小栗六十六郷を充行(書下を発給しており)(一三号文書)、また年未詳四月一日付け白河結城氏充ての書状があり(一四号文書)、白河結城氏より細川右馬頭へ尋ね聞いた事柄につき、詳細な報告を受けたことが記されてある。鎌倉府滅亡前後のころに、このような働きをする人物について、遺憾ながらその出自や地位を明らかにできない。『福島県史』では右の両文書の発給者を足利義氏としているが、明証を得ない。包紙の上書きに「鎌倉義氏御書」とあり、古河公方義氏書状(原本未出現)と共にもと一括して包まれてあつたらしい。しかし古河公方義氏の花押と異にし且つ年代も合わないので、別人と認めるべきである。一四号文書にはもと封紙があつたようであり、これは正文と見てよさそうであるが、一三号文書の方は取り扱いに慎重を要するように思われる。墨痕が一様に黒々としており、さらに花押が一四号文書のものとやや趣を異なる観を否めないからである。

さて、持氏の遺子成氏が鎌倉公方の後継ぎとして京都から下向し、享徳三(一四五四)年、それに反発する関東管領上杉憲忠

65 國學院大學図書館所蔵「白河結城文書」の紹介

を謀殺したことから、東国諸将の間に大きな混乱と党争がおきた。成氏は翌年閏四月、憲忠の弟房顕らの拠る常陸小栗城を攻略したが、そのとき白河結城直朝は成氏の誘引に応じている（一九号文書）。しかし幕府が上杉氏を支援したため、成氏はかねて親しい結城氏の本拠に近い下総古河に走った。その後も成氏は直朝を引き留めることに努め、直朝に旗を与えていた（二〇号文書）。成氏と直朝との間で周旋したのは小山持政であった（二十五号文書）。これに対して幕府は將軍義政の弟政知を伊豆堀越に下し、関東諸将に命じて成氏を討たせた。義政は直朝の軍勢も度々徴したが、直朝はそれに応じる動きをみせなかつた（一七号文書）。

戦いはしだいに激しくなつて、文明三（一四七一）年に伊豆方面で成氏・政知の対戦があり、古河をめぐる攻防戦も繰り返された。同年五月三十日、義政は直朝に御内書を下し、小山持政が幕府方に付いたことを伝えて、直朝の参陣を求めた（一八号文書）。しかし直朝は去就の態度を鮮明にせず、そのためには義政の仰せをうけた小山持政が、しきりに直朝に幕府方として出陣するよう促している（二六号・二八号・二九号文書）。直朝に下野国皆河荘の知行を約して出陣を求める成氏書状（二二二号文書）は、このころ幕府方に対抗して出されたものであろう。なお、当該文書群の足利義政御内書・足利成氏書状・小山持政書状の形状はすべて切紙で、なかには小切紙とも称される程度のものもある（一八号・二一号・二五号・二六号文書）。小型の切紙は敵陣の間をくぐり抜けて携行する際に用いられたといわれており、関東大乱の緊迫した状況を窺うことができよう。

当該文書群では、直朝の後、その曾孫義綱の子晴綱の代に至るまでの文書を欠いている。この間、白河結城氏は支族小峰氏と争つて勢力を弱めていた。三〇号文書の晴綱書状案は、端書によつて、天文十二（一五四三）年に管領細川晴元へ充てた書状の案文であることが判明する。晴綱は前年十一月六日に將軍義晴から名字と左京大夫の官途とを許されており、その取成しに預かつた晴元へ礼物を進上したときのものである。晴綱は幕府との結びつきを持つことにより、東国における群雄の一人としての勢力を回復しようとしたのだと思われる。本文書に関連する足利義晴名字書出・細川晴元書状が「熱海白川文書」に含まれております（『福島県史』7所収の同文書三〇一一二号）、いづれも天文十一年のものと確定できる。次に三一号文書の晴綱書状案は、永禄元（一五五八）年に最後の古河公方義氏へ充てた書状の案文である。北条氏康の庇護下にあつた義氏が鎌倉の葛西谷より下総の関宿へ移ることになり、それについて晴綱が義氏へ祝儀物を進上したときのものである。料紙の余白に、晴綱が同様に下総

城政勝や北条氏康・氏政などの諸氏に送った祝儀物の覚が書き込まれてある。この書状に対する義氏の返書が、『福島県史 7』所収「熱海白川文書」三一号文書である。なお三一号文書の晴綱書状案を見ると、披露状の形式をとつて実際は公方に充てていることを考慮し、書止め文言を恐惶謹言あるいは恐惶敬白のいづれにするか迷った形跡が認められる。この時期の公方は既に権力を失っているものの、公方に対する関東諸将の書札礼を窺うことができる事例の一つとして注目に値する。

白河結城氏は晴綱のあと幼少の義顯が継ぎ、一族の内紛で一時断絶していた小峰家は晴綱の叔父義親が再興した。しかし天正三（一五七五）年に、義親が義顯を追放するという内争に乗じて、常陸太田城主の佐竹義重が白河城を落して領土を征服し、天正七年には義重の子義広に白河家を継がせた。天正十五年に義広が会津葦名氏の継嗣となつて白河を去つたあと、義親が白河城主になつた。このように白河結城氏の家督が変動したのは、関東・奥羽諸将の激しい相克が背景にあつたためであるが、羽柴秀吉は西国平定を遂行する一方で、東国においても私戦禁止令を布告して天下静謐の業を進めた。その旨と合わせて徳川家康の関東移封の事を義親に伝えたのが、三二号文書の秀吉朱印状である。

ところで、右に見たごとく義親が白河結城氏の家督を継いだことによつて、白河結城・小峰両流に相伝された古文書群は混交するところとなつた。二四号文書の小峰直常充て足利成氏書状が当該文書群のなかに混在しているのは、そうした事情による。

天正十八年、会津に赴いた秀吉は、小田原陣に参陣しなかつた義親の所領を没収して、蒲生氏郷に与えた。義親は遂に所領を返還されることなく、白河の一隅に身を置くことになつた。慶長六（一六〇一）年、洛中にいた下総結城晴朝から、近況を報じる音信を受けている（三三号・三四号文書）。関が原に敗戦した上杉景勝が上洛して家康に謁見することや、晴朝が嗣子秀康とともに越前へ赴くことに關する内容である。なお、三三号・三四号文書は、横の内折と呼ばれる折り方がなされている。豎紙の料紙を横の二筋の折目のところで内に折り畳み、つぎに中程で縦に二つに折り、それを細かく左方に向けて裏側へと折り込み、左端で巻き止め、上書を書いて封を加えたものである。一枚の料紙で、本紙・封紙を間に合わせている。封紙に代用した紙面の上下が約三分の一づつ失われているが、封のやり方はわからない。これは戦国期の東国武将に多く用いられた特殊な折り方である。古文書研究の上で貴重な材料となるが、それは原本によつてこそはじめて確認できるところである。横の内折の折式と封式につ

67 國學院大學図書館所蔵「白河結城文書」の紹介



いては、相田二郎氏「古文書料紙の横ノ内折とその封式とに就いて」(『日本古文書学論集 2』)に詳述されているので参照されたい。

のち義親は、慶長七年に伊達政宗より百人扶持で召し抱えられ、本貫の地白河を去つて仙台に移つた。その子孫は仙台藩士として命脈を保つたが、明治維新後、家伝文書を手放すことになり、その一部は先に触れたごとく熱海孫十郎の手に渡つた。

三 稹 文

稹文を掲載するにあたり、若干の注意事項を記して大方の諒解を得たい。

文書の配列は編年順を原則としたが、原文書の検索の便を考慮して、発給者別に分類した。文書名の下に(福50-1)などとあるのは、該当する『福島県史 7』所収「熱海白川文書」の文書番号を示す。封紙の封式について、現状では明らかにできないものがあり、猶検討を要するものもあって、省略した場合がある。

一 関東下知状（福50—一）

□令早結城攝津守盛廣領知奥國白河庄(内カ)富澤・眞角・大和久・葉太・大田河・小田河・趺增・赤丹口澤等郷、田中・鈎尾・飯土用・深谷等村地頭職事

□申狀者、去年十一月十二日富澤郷宿所炎上之刻、彼讓狀(證カ)文等紛失云々、爰如白河上野前司宗廣今年正月(起カ)請文者、當所等相傳知行無相違、且去年十一月十二日盛廣(館カ)炎上之條無異儀、調度・證文等紛失之由承之云々略之(不カ)者、□及子細、早守先例可令領掌之狀、依仰下知如件、

文保二年二月十六日

相摸守平朝臣(北条高時)
(花押)

武藏守平朝臣(北条貞頼)

(花押)

「(包紙)十八 武藏守・相摸守連判之下知狀 一」

○〔本紙〕一枚 三〇・〇×四八・二 〔包紙〕四三・五×三〇・七 別に竄入の包紙一枚あり、上書に「一 右近將監藤原某等連判下知狀 壱通」とあり、三三・四×二三・八

二 足利尊氏下文（福50—二）

〔足利尊氏
(花押)〕

下 結城彈正少弼顯朝

69 國學院大學図書館所蔵 「白河結城文書」の紹介

可令早領知陸奥國田庄村闕所并出羽國小田島庄事

右、爲陸奧國小野保・安達東根等替所充行也者、早守先例可致沙汰狀如件、

文和元年十二月十七日

○〔本紙〕一枚 三三・六×四九・○

三 足利義詮御教書（福50—四）

陸奥國高野郡事、任先朝綸旨并當御代安者、領掌不可有相違之狀如件、

貞治六年二月十九日

結城彈正少弼殿

（足利義詮
花押）

〔四〕
義詮公御判物

三

壹通

壹（朱印）○方形
印文「三浦」

○〔本紙〕一枚 三三・六×五四・一 〔包紙〕四一・〇×三〇・二

四 足利滿貞書下（福50—五）

陸奥國白河庄・高野郡宇多庄・石川庄内當知行地等事、如元不可有相違之狀如件、

應永七年四月八日

(結城滿朝)

白河兵衛入道殿

(足利滿貞)
(花押)

〔包紙〕二十

應永年中安堵狀 一

○〔本紙〕一枚 三三・二×四六・八 〔包紙〕四三・七×三〇・八

五 足利義持御内書（福50—四二）

注進之趣、誠以神妙候、於向後、弥可隨京都成敗也、

三月廿八日

(足利義持)
(花押)

(結城滿朝)

白川左兵衛尉入道殿

〔包紙〕六

義持御書 一二

○〔本紙〕一枚 三三・七×五一・〇 切封 〔包紙〕二八・五×一六・七 本文書ならびに次号文書を包む

71 國學院大學図書館所蔵「白河結城文書」の紹介

六 足利義持御内書（福50—四五）

馬二疋栗毛・鵝眼万疋到來候了、神妙候、太刀一腰・腹巻一領淺黃系遣之候、於向後、隨京都成敗、可致忠節也、

六月十一日

(足利義持)
(花押)

(結城滿朝)
白川左兵衛入道殿

○(本紙)一枚 三三・七×五二・八 切封 [札紙]三三・七×五二・八 切封墨引あり

七 足利滿直書下（福50—六）

(封紙)
(足利)
白川彈正少弼殿 滿直

石川駿河守事、以私了簡令退治之条、神妙候、仍彼仁之跡除野澤村・同野吹并隨遂之一族等之所帶、爲恩賞之地所充行也、早任先例可
令領知之狀如件、

正長元年十二月十七日

(足利滿直)
(花押)

白川彈正少弼殿

(包紙)
十三 鎌倉滿直御書 四内一ハ御感状

○(本紙)一枚 三〇・三×四二・二 [封紙]三六・七×二九・八 [包紙]四三・〇×三〇・二 本文書ならびに八号・

九号・一〇号文書を包む

八 足利満直書状（福50—七）

石河庄之内牧遠江守之跡事、可有知行候、謹言、

(永享元年)
十月廿六日

白河右兵衛入道殿
(結城満朝)

(足利満直)
(花押)

○〔本紙〕一枚 三一・七×四四・〇 切封 [札紙] 三一・七×四三・八 切封墨引あり

九 足利満直書状（福50—八）

二階堂參川次郎跡之事、葦名令談合、可有知行候、謹言、

(永享元年)
十月廿六日

(足利満直)
(花押)

白河右兵衛入道殿
(結城満朝)

○〔本紙〕一枚 三一・七×四四・〇 切封

73 國學院大學図書館所蔵「白河結城文書」の紹介

一〇 足利滿直書状（福50—九）

〔封紙
墨引〕

〔結城氏朝
白川彈正少弼殿〕

〔足利
満直〕

〔端裏墨引〕

石河駿河守知行分之内成田村之事、知行不可有相違候、謹言、
(義光)
(永享元年)
十月廿七日

白川彈正少弼殿

〔足利滿直
花押〕

一一 足利義教御内書（福50—一）

持氏對治事、不曰致忠節者、可有恩賞也、
(足利)
(永享十年)
十一月一日

〔結城直朝
白河修理大夫殿〕

〔足利義教
花押〕

○〔本紙〕一枚 一六・三×四〇・五 切封 〔封紙〕二二一・〇×一三・六

〔包紙
義教御書一并於京都屋地拜領付〕

赤松大膳大夫家臣兵衛耐證文一

○(本紙)一枚 切紙 一七・〇×二六・〇 「包紙」四三・五×三〇・五 本文書ならびに次号文書を包む、別に竊入の
包紙一枚あり、上書に「義滿公御判物於京都屋地拜領之御證文」とあり、四一・〇×一八・〇

一二 山城守護代兵衛尉某達行狀（福50—一〇）

大炊御門万里少路東西拾丈南北貳拾丈屋地事、早任去十日御教書・同月十四日御施行等之旨、可被沙汰付白川彈正少弼氏朝代之狀如件、

永享十一年十月十六日

兵衛尉(花押)

岡本勘解由左衛門尉殿

○(本紙)一枚 二九・一×四五・二

一三 源義氏書下（福50—一二）

常陸國小栗六十六郷之事、任先例可有知行候狀如件、

寶徳四年卯月二日

源義氏(花押)

〔包紙
十六 鎌倉義氏御書 四内一八安堵狀〕

75 國學院大學図書館所蔵「白河結城文書」の紹介

○〔本紙〕一枚 二八・五×四六・二 [包紙]四三・五×三〇・三 本文書ならびに次号文書を包む

一四 源義氏書状（福50—三三）

細川右馬頭方へ御尋之子細候之處、以書狀被申候由、太細申候、喜入候、仍國事、宇都宮其外候由、申談、無等閑候者、可喜入候、謹言、

卯月一日

(源義氏)
(花押)

白川とのへ

○〔本紙〕一枚 二八・五×四六・二

一五 室町將軍足利義政家御教書（福50—一）

錦小路東洞院与四條之間東頬屋地四町々事、早可被領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

康正貳年十月廿六日

(結城直朝)

白河修理大夫殿

(細川勝元)
(花押)

○〔本紙〕一枚 三〇・二×四八・七

一六 足利義政御教書（福50—一二二）

(足利義政)
(花押)

錦小路東洞院与四條間東頬四町々屋地事、早任當知行旨、白河修理大夫直朝領掌不可有相違之狀如件、

長祿二年十一月六日

○〔本紙〕一枚 三三・〇×五四・八

一七 足利義政御内書（福50—一五）

就成氏(足利)對治事、可進發之由、度々被仰之處、于今遲々、如何躰子細哉、所詮不廻時日令出陣、可抽戰功、委曲猶有良西堂可被申之也、

八月廿七日

(結城直朝)
白川修理大夫殿(足利義政)
(花押)

○〔本紙〕一枚 切紙 一六・五×四五・〇

一八 足利義政御内書（福50—一四）

就關東事、度々被仰之處、一途不能現形之儀候條、何様事哉、所詮小山(持政)野守參御方、致忠節之上者、此刻抽無二戰功者、可有

(前脱力)

一八 足利義政御内書（福50—一四）

77 國學院大學図書館所蔵「白河結城文書」の紹介

恩賞候也、

(文明三年)
五月卅日

(結城直朝)
白川修理大夫入道殿

(足利義政)
花押

○(本紙)一枚 切紙 一六・七×二三一・七

一九 足利成氏書状 (福50—四〇)

(端裏墨引)

就此方江被寄御馬事、申上候、御悅喜候、仍外様人躰小栗爲御勢遣被立候、然者早速令出陣、可致忠節候、謹言、

(享徳四年)
三月十九日

(足利成氏)
(花押)

(結城直朝)
白川修理大夫殿

(包紙)
義政公

十七 御内書

御旗一ハ白川修理大夫親朝
附前下野守持政副狀一并私狀三
合十壹通

○(本紙)一枚 切紙 一七・二×四三・五 切封 (包紙)三〇・四×四三・〇 本文書より一九号文書に至る一一通を
包む

二〇 足利成氏書状（福50—五一）

以前被遣使節候處、心中趣無余儀申上候之間、感悅餘被下御旗候、弥成其勇、引率諸勢、可抽軍忠候、謹言、

九月廿六日
(康正元年カ)

白川修理大夫殿
(結城直朝)

(足利成氏)
(花押)

○〔本紙〕一枚 切紙 一八・八×四一・八

二一 足利成氏書状（福50—二〇）

○前欠

□ □ (者カ) □ □ (即カ) 致參上候、(字都宮) 等綱隠謀(逐) 増之上者、最初被仰出時宜、一點不可相替候處、緩陣候之由、被聞召及候、不可然候、早々字都宮知行分江寄陣、可勵戰功候、然者自此方可被差向御勢候、謹言、

十一月七日
(結城直朝)

(足利成氏)
(花押)

白川修理大夫殿

○〔本紙〕一枚 切紙 一四・一×二三・〇

79 國學院大學図書館所蔵「白河結城文書」の紹介

二二 足利成氏書状（福50—二四）

(端裏墨引)

既御發向事候、定合戰可爲火急候、不日在出陣、被勵忠節候者、御大慶候、仍皆河庄事、成敗不可有相違候、謹言、

四月十九日

(結城直朝)
白川修理大夫入道殿(足利成氏)
(花押)

○〔本紙〕一枚 切紙 一九・一×四一・五 切封

二三 足利成氏書状（福50—四四）

(端裏墨引)

就日光之落人等事、以前被成御書候之處、兩那須江可申遣之由、懇被申候、御悅喜候、雖然山中雜說、於于今不相止候、堅可致追放旨、兩大方江重意見候者、可然候、謹言、

五月八日

(足利成氏)
(花押)(結城直朝)
白川修理大夫入道殿

○〔本紙〕一枚 切紙 一八・一×四四・〇 切封

二四 足利成氏書状（福50—四七）

(端裏墨引)

對宇都宮、武茂野心趣候歟、雖然有親氣、定無事可成刷候乎、若此儘向惣領到不儀候者、無二成綱合力可然候、謹言、

八月廿八日

小峰參^(直常)河守殿

^(足利成氏)
(花押)

○〔本紙〕一枚 切紙 一八・九×四六・〇 切封

二五 小山持政書状（福50—五二）

○前欠

□ □先日以□ □ 御在陣候哉、御床敷候、仍無御余儀御申条、難默止存候間、爲後代龜鏡、申下 御旗候、家之御面目不可如之候、於拙者祝着候、然者弥被廻武略、被勵大功候者、重可有御抽賞候、巨細彼使節精可被達仰候、恐々謹言、

^(康正元年九月廿九日)
前下野守持政^(小山)(花押)

謹上
^(結城直朝)白川修理大夫殿

○〔本紙〕一枚 切紙 一四・三×一九・三

81 國學院大學図書館所蔵 「白河結城文書」の紹介

二六 小山持政書状

就此方時儀、先日も飛脚候つる、定參着候哉、打越も時儀共懇申候ハんため、以禪才僧、口狀にて申入子細共候、此度事者、相延事努々不可有候、定而調儀之様、委細宝光寺より可有御傳達候間、不能一二候、恐々謹言、

(文明三年八月十八日)

前下野守(小山)持政(花押)

謹上
(結城直朝)
白川入道殿

○〔本紙〕一枚 切紙 一四・三×一八・二

二七 小山持政書状 (福50-48)

〔封紙〕
謹上
(結城直朝)
白川入道殿 前下野守(小山)持政

一所可去進之由、連々承候、雖細少之地候、家中鄉大和田村細井中務丞知行分可有御成敗候、委細片見刑部少輔可申候、恐々謹言、

(文明三年八月十二日)
閏八月十二日 前下野守持政(花押)

謹上 白川入道殿

○〔本紙〕一枚 切紙 一九・八×四四・五 [封紙]三一・八×七・二

二二八 小山持政書状（福50—四九）

〔封紙〕
〔謹上〕
白川入道殿 前下野守(小山)持政

結城近陣之調義、可爲近日候、仍其方御出陣事、可申意見之由、長尾(景信)左衛門尉以使此方へ申候、自京都様連々被仰下候事候、於關東御忠節可然之由、能々可申之由、申越候、近陣候者、御出陣可然候、隨而就兩那須和睦、御越之由承候、尤候、早々無爲之御計略簡要候、巨細定自寶光寺可有御傳達之間、不能具候、恐々謹言、

〔文明三年〕
九月五日

前下野守持政（花押）

〔結城直朝〕
謹上 白川入道殿

○〔本紙〕一枚 切紙 二〇・二×四三・六 〔封紙〕二六・三×七・六

二二九 小山持政書状（福50—五〇）

〔義俊〕
佐竹事、其方近隣之間、每々被仰談候者、彼方不被存等閑候、其方も無御疎略候者、可然候、恐々謹言、
〔文明三年〕
九月六日

前下野守(小山)持政（花押）

〔結城直朝〕
謹上 白川入道殿

○〔本紙〕一枚 切紙 二〇・一×四三・八

83 國學院大學図書館所蔵 「白河結城文書」の紹介

三〇 結城晴綱書状案

天文拾一年霜月六日ニ 御字・御官途承(足利義晴)京都寄思食、細川殿御使節兩人被罷下候、翌年三月廿日被相立候、獻御案文也、

態令啓候、抑 晴元様以御取成、御字并官途被懸御意候、本望之至、畏入候、仍而鳥屋角鷹一・御馬一疋(黒毛)令牽進覽候、可然様御被露所仰候、次太刀一腰令進之候、誠加一儀計候、至向後者、萬端可憑入候、巨細猶筒井藏人(井力)富松与一任傳言、不能詳候、恐々

謹言、

(天文十二年)
三月廿日

謹上 富□總四郎殿

左京大夫晴綱(結城)
(花押)

○〔本紙〕一枚 切紙 一八・三×五一・四

三一 結城晴綱書状案

弘治四年三月十八日葛西江言上御申之御案文、御使芳賀源兵衛尉也、結城政勝(足利義氏)御馬一疋栗毛、爲御祝義被進候、小田原(北条)氏康(北条)大鷹一、氏政(北条)打刀、つはふとかねはき、日ぬき金、ふくりんもつはもちもかね、北条左衛門大夫(綱成)代物五貫、御息善九郎殿(輪)臨子(輪)一端被進之、

謹言上、抑御當代御祝儀、即可申達候處、遠境故遲留仕釦(腰)・御馬一疋(黒毛)令進上候、誠奉表御一儀計候、以此旨可預御披露候、

敬白
惶謹言、

敬白
敬白欵、

(永祿元年)
三月拾八日

進上
(政景)
梶原殿

左京大夫
(結城)
晴綱

小指南岩本太郎左衛門尉方^{ハ代}一貫、藤田大藏少輔^ハ一貫、もんきう^ハ一貫、勝田八衛門尉一貫、これハたるかう、板部岡右衛門
尉^ハ一貫、左衛門大夫家礼春村かた^ハ一貫、
葛西内
隨言院^ハ三貫、梶原殿^ハ太刀^{一・}〔繪臨子^一端、大田美濃守^ハ二貫、片見方^ハ一貫、多賀谷ゆき^ハ一貫、

○〔本紙〕一枚 切紙 一七・四×四一・二

三一 羽柴秀吉朱印状 (福50—三三)

(封紙)
「白川七郎とのへ」
(結城義親)

佐野事、無異儀之段、尤候、自然之儀、入魂專一候、(徳川)家康事、種々縁邊等之儀迄令懸望候条、誓紙・人質以下堅相卜、令赦免候、然而關東之儀、近日差越使者、相立境目、可屬靜謐候、若相滯族有之者、急度可申付候条、其間之儀、聊尔之動不可有之候、委細

85 國學院大學図書館所蔵「白河結城文書」の紹介

相含山上道牛江、猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申候也、
(長盛)
(天正十四年)
(羽柴秀吉)
五月廿五日(朱印)

白川七郎とのへ

〔包紙〕
 豊太閤之手簡 壱通

○〔本紙〕一枚 切紙 一六・九×五一・〇 「封紙」二五・八×一七×五 折封
 〔包紙〕三〇・七×四一・五

三一 結城晴朝書状 (福50—三八)

遠路預書面候、一段与祝着之至候、然者景勝近日御入魂之由、肝要候、當表別而無相替儀候、委細者令期來信時候、恐々謹言、
(上杉)

卯月十七日
(結城義親)

晴朝(花押)

不說

〔ウハ書〕
 (墨引) 不伊 (墨引) 「

○〔本紙〕一枚 三三・五×三三・二 橫ノ内折

三四 結城晴朝書状（福50—三九）

如承意、去夏者度々預音問候、其以來通路不自由之上、申遠候、誠意外之至候、然者景勝^(上杉)上洛候哉、定於京都不可有相違候、將又宰相事^(結城秀康)者、越前江近日國替^ニ候、拙老事^茂同心申候、炎天之時分、遠路万々可有御察候、委細者彼請口上候条、不能具候、恐々謹言、

七月四日

白御宿^(結城義親)江

晴朝^(結城)（花押）

〔ウハ書〕 墨引 白江 自伊勢館（墨引）

○〔本紙〕一枚 三三・〇×三九・五 横ノ内折

〔付記〕 本稿の作成にあたり、本学図書館調査課の方々に便宜を賜わった。また、原文書の寸法の計測等において、小沼修一氏の協力を得た。深甚の謝意を表する。

（國學院大學文學部講師）